

第5 安否情報に関する資料

1 安否情報の収集・提供等に関する資料

平成 17 年 4 月 1 日消防国第 22 号消防庁国民保護室長通知および 平成 18 年 4 月 3 日消防国第 13 号消防庁国民保護・防災部長通知の内容に基づく

(1) 安否情報の収集及び提供に係る留意事項

ア 安否情報の収集及び提供に関する基本的事項

(ア) 他の国民保護のための措置との関係について

安否情報の収集及び提供は、武力攻撃事態等という極限状況の中で行う措置であることから、一定の限界があり、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況を踏まえ、他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行えば足りるものであることに留意すること。

(イ) 個人情報の保護等への配慮について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 11 2 号。以下「国民保護法」という。）の規定及び国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）を踏まえ、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由について特に配慮願いたいこと。

イ 安否情報の収集に関する事項

(ア) 市町村長の行う安否情報の収集

a 市町村長は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を行うものとする。

b 市町村長は、a に加えて、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集について協力を求めるものとする。

(イ) 都道府県知事の実行する安否情報の収集

a 都道府県知事は、市町村長の行う安否情報の収集を支援するという立場から、当該都道府県の区域内の市町村における安否情報の収集方法、収集先などの安否情報収集体制を平素から把握することにより、都道府県と市町村の安否情報収集における役割分担を定めるものとする。

また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努め、体制が不十分な市町村に対しては必要な支援を行うよう努めるものとする。

b 都道府県知事は、必要に応じて自ら安否情報を収集するほか、都道府県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集について協力を求めるものとする。

ウ 安否情報の報告に関する事項

(ア) 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告

a 市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告は、安否情報省令に規定する

様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面の送付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、(4)の記入例を参考にすること。

- (a) 安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行うものとする。
- (b) ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

b 安否情報の報告時期

- (a) 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたび逐次報告を行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、市町村長の判断により都道府県知事に報告するほか、都道府県知事からの報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告するものとする。
- (b) 都道府県知事は、消防庁からの助言等に基づき、又は独自の判断で、市町村長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定するものとする。
- (c) 都道府県知事は、特に必要があると認める場合には、市町村長に対し、死亡した者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることができるものとする。

(イ) 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告

- a 都道府県知事から総務大臣（消防庁）への安否情報の報告は、市町村長から都道府県知事に対する安否情報の報告に準じて行うものとする。

なお、安否情報の報告先については、武力攻撃事態等において消防庁対策本部が設置された後に、速やかに消防庁対策本部から都道府県知事に対し連絡され、また、安否情報の報告時期については、適宜消防庁対策本部から都道府県知事に連絡されることに留意すること。

- b 都道府県は、市町村長からの報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、名寄せ等を行いきる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努めるとともに、重複が排除できない情報や真偽が定かではない情報については、安否情報報告書の備考欄に記述するなど、その旨を明らかにして報告するものとする。

エ 安否情報の照会に関する事項

(ア) 安否情報の照会

- a 安否情報の照会をしようとする者は、原則として、安否情報省令に規定する様式第4号の安否情報照会書に必要な事項を記載した書面を提出することにより行うものとされている。そのため、武力攻撃事態等において、地方公共団体の長は、下記の事項に留意し、(4)の記入例を参考として、適切な安否情報の照会が行われるよう住民に対し周知等を行うものとする。

- (a) 安否情報の照会は、原則として、照会窓口に安否情報照会書を提出することにより行うものとする。
- (b) ただし、安否情報について照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合や 窓口に人が殺到すること等による危険を回避するため必要がある場合等には、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により照会を

行うことができるものとする。

- b 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求めるものとする。

また、a (b) の窓口における書面の提出による照会以外の場合にあっても、同様に、必要な事項を明らかにさせること。

オ 安否情報の回答に関する事項

(7) 安否情報の回答

a 安否情報の回答方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第5号の安否情報回答書に必要な事項を記載した書面の交付により行うものとし、下記の事項に留意するとともに、(4)の記入例を参考にすること。

- (a) 安否情報の回答は、原則として、窓口において書面を交付することにより行うものとする。

- (b) ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とする。

- (c) 安否情報を回答した場合は、照会を行った者の氏名等及び回答した安否情報の内容等について、できる限りその回答状況を記録しておくものとする。

- b 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かについて回答する場合には、下記の事項に留意すること。

- (a) 安否情報の回答は、安否情報の照会が「不当な目的」によるものと認めるとき又は安否情報の照会に対する回答により知り得た事項が「不当な目的に使用」されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

- (b) この場合において、「不当な目的」とは、他人の安否情報を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その安否情報を探索したり、暴露したりなどしようとするをいい、例えば、債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出すための目的で行われる場合などを指す。

- (c) 「不当な目的に使用」とは、例えば、住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売するような行為などを指す。

- (d) 「不当な目的」又は「不当な目的に使用」を判断するに当たっては、本人の確認、照会をする理由の真実性の確認等により判断するものとする。

- (e) 安否情報の照会が、窓口における書面の提出以外の電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により行われた場合は、照会をしようとする者の本人確認や「不当な目的」等の確認について特に注意するものとする。

- c 居所、負傷又は疾病の状況等個人情報の保護に特に配慮を要する安否情報について回答する場合には、下記の事項に留意すること。

- (a) 避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かに加え、さらに詳細な個人の情報については、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときに回答を行うことができる。

- (b) 照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に、同意を得るものとする。この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについて同意を得るものとし、開示する安否情報の

種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行うものとする。

なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人の自筆の署名、押印等を求めるものとする。

- (c) 「公益上特に必要があると認めるとき」については、一概にその基準を提示することは困難であるが、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性のほうが高いと判断されるときを指す。

この場合において、公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、例えば「公益上特に必要があると認めるとき」として報道機関に安否情報を開示する場合においても「居所」については、具体的な地番までは示さず、「〇〇市内の避難所」「病院」等にとどめ、「負傷又は疾病の状況」については、「重傷」「全治〇週間」等にとどめるなどの個人情報の保護に配慮すること。

カ その他の留意事項等に関する事項

(ア) その他の留意事項について

安否情報の収集及び提供に関しては、基本指針において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、効率的なシステムの検討を行い、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされている。

これを受けて消防庁では、平成 17 年度以降、安否情報の収集及び提供の在り方を検討するとともに、安否情報の収集及び提供のシステムに必要な基本的機能を整理した上で、当該システムの具体的な開発に取り組む予定である。

そのため、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び提供については、当該システムの運用体制が整備されるまでの当面の間は、イからオに掲げるところに従い、既存の手段・方法を用いて行うものとする。

(イ) 安否情報省令の見直しについて

安否情報省令は、地方公共団体及び総務省（消防庁）が現在保有する手段における当面の間の手続等を定めているものであり、今後の国における検討の進展に伴い、必要に応じその見直しを行う予定であること。

(2) 安否情報の収集及び回答に係る留意事項

ア 安否情報の収集方法について

地方公共団体の長は、やむを得ない場合を除き、避難住民及び負傷した住民の安否情報については様式第 1 号の収集様式により、死亡した住民の安否情報については様式第 2 号の収集様式により情報を収集することとする。その際、(4)の記入例を参考とし、適切に安否情報が収集できるよう住民に対し周知等を行うものとする。

この場合、負傷した住民については病院等、死亡した住民については警察等の積極的な協力を得て、情報を収集することとし、予め、地方公共団体の長、病院、警察との間において、連携方策について、十分協議しておくことが適当である。

イ 安否情報の照会における照会者の本人確認について

- a 安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等）を

照会窓口において提出又は提示させることとする。

- b ただし、やむを得ない理由により当該書類を提出又は提示できない場合、若しくは電子メール、ファックス、電話等の方法により照会があった場合においては、回答する主体となる総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法により本人確認を行うことができることとする。

具体的には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報」という。）について、照会者の住所地市町村が保有する住民基本台帳と照合することにより、本人確認を行うことが適当である。

- c bの場合において、総務大臣及び地方公共団体の長は、安否情報省令第3条第3項及び個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町村に問い合わせることにより、4情報の照合を行うこととする。
- d なお、これらの本人確認には相当の時間と事務負担を要することから、aの方法により窓口において照会することを原則とし、その旨住民に周知を図るものとする。

ウ 安否情報の提供について

総務大臣は、都道府県知事から報告を受けた安否情報を全ての都道府県知事及び市町村の長が、安否情報の照会に回答することを可能にするため、安否情報システムを活用し、照会に対する回答に必要な情報を都道府県及び市町村の長に対し提供を行うこととする。

エ その他の留意すべき事項について

(7) 安否情報システムの構築について

消防庁においては、安否情報の収集及び提供を効率的に行うため、平成18年度において安否情報システムを構築し、平成19年度より運用を開始する予定である。そのため、平成18年度中の運用については、既存の通信手段・方法を用いて行うものとする。

このため、安否情報システムの構築が前提となっている安否情報省令第五条については、施行期日を平成19年4月1日としている。

(イ) 安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受について

安否情報の収集・報告・提供に係る書類の授受については、今回、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）」を改正し、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項に基づき、電子情報処理組織を使用して行うことができることとした。併せて、安否情報システムについては、セキュリティ対策を十分に講じることとしていることから、個人情報保護条例におけるいわゆる「オンライン禁止規定」には当たらないと考えられる。

(3) 安否情報に係る各種様式

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会 に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族、知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄は記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿	年 月 日	
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(4) 安否情報に係る各種様式の記入例

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(2000年3月24日15時30分)

① 氏名	ショウボウ タロウ
② フリガナ	SHOBO TARO
③ 出生の年月日	1980年 8月 5日
④ 男女の別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	010-8560 秋田県秋田市山王〇〇
⑥ 国籍	日本 <input checked="" type="radio"/> その他(〇〇〇〇)
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	<input checked="" type="radio"/> 負傷 <input type="radio"/> 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	重傷(左足を骨折 全治2ヶ月)
⑩ 現在の居所	〇〇病院(秋田県秋田市山王〇〇)
⑪ 連絡先その他必要情報	018-〇〇〇-〇〇〇〇
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	<input type="radio"/> 回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	<input type="radio"/> 回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	<input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（20〇〇年 3月 24日 15時 30分）

① 氏名	消 防 花 子
② フリガナ	ショウボウ ハナコ
③ 出生の年月日	1980年 7月 29日
④ 男女の別	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	010-8560 秋田県秋田市山王〇〇
⑥ 国籍	<input checked="" type="radio"/> 日本 <input type="radio"/> その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	20〇〇年3月23日〇〇駅ホーム 爆発により死亡
⑨ 遺体が安置されている場所	〇〇病院（秋田県秋田市山王〇〇）
⑩ 連絡先その他必要情報	018-〇〇〇-〇〇〇〇
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	<input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族、知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名	消 防 次 郎	連絡先	018-〇〇〇-〇〇〇〇
同意回答者住所	秋田県秋田市山王〇〇	続柄	父

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時: 18年 4月 1日 12時00分

市町村名: ××市 担当者名: ×× 太郎

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考
○山 ×雄	マルヤマ バツオ	S33.2.2	男	○○県××市△△町1-1			負傷	軽傷 落下物による頭部打撲	○○県立病院(××市△△町5-5-5)		有	有	有	
消防 太郎	ショウボウ タロウ	S17.5.4	男	○○県××市◇◇町2-2			非該当		◇◇小学校(××市◇◇町1-2-3)	息子 消防次郎氏(△△市◇◇町)	有	有	有	
消防 花子	ショウボウ ハナコ	S20.11.5	女	○○県××市◇◇町2-2			死亡	死亡 4.1 9:00自宅で爆発により死亡	○○県立病院(××市△△町5-5-5)		有	有	有	
不明	不明	不明	男	不明	不明	赤い帽子を被った2.3歳児 身長100cm程度	非該当		◇◇小学校(××市◇◇町1-2-3)		無	無	無	避難の際にはぐれた様子
◇田 国○	シカクダ クニマル	S44.9.12	男	○○県××市◇◇町6-1-1			非該当		◇◇小学校(××市◇◇町1-2-3)		有	有	有	旅行者
◇田 ○子	シカクダ マルコ	S46.1.19	女	○○県××市◇◇町6-1-1			非該当		◇◇小学校(××市◇◇町1-2-3)		有	有	有	
◇田 国△	シカクダ クニサン	H11.8.18	男	○○県××市◇◇町6-1-1			非該当		◇◇小学校(××市◇◇町1-2-3)		有	有	有	
家○ 進一	イエマル シンイチ	S32.10.16	男	△△県○○町××2-1-2			負傷	重傷 崩壊家屋の下敷きとなり、骨折数箇所	○○県赤十字病院(××市◇◇町3-4-5)	かかりつけ病院 △△県立病院	有	有	有	
山下 M夫	ヤマシタ エムオ	S21.2.4	男	○○県××市◇◇町4-5-6			非該当		◇◇小学校(××市◇◇町1-2-3)		有	有	有	
山下 N子	ヤマシタ エヌコ	S24.12.28	女	○○県××市◇◇町4-5-6			非該当		◇◇小学校(××市◇◇町1-2-3)		有	有	有	
山下 O次	ヤマシタ オオジ	S51.3.3	男	○○県××市◇◇町4-5-7			非該当		◇◇小学校(××市◇◇町1-2-3)		有	有	有	
山下 P子	ヤマシタ ピーコ	S46.7.7	女	○○県××市◇◇町4-5-7			負傷	軽傷 3.31 23:00ガラス片による裂傷	◇◇小学校(××市◇◇町1-2-3)		有	有	有	
ケビン・ガ****	Kevin Ga****	S51.3.11	男	**** Ave. McLean, Virginia 22101	米国		負傷	重傷 4.1 爆発に巻き込まれ、全身火傷	○○県立病院(××市△△町5-5-5)	身元引受人 大山○夫氏(電話番号:0**-****)	有	有	有	負傷又は疾病の状況の提供は拒否
楊 ****	Yao ****	S55.6.18	男	○○県××市◇◇町3-4-5	中国		非該当		◇◇小学校(××市◇◇町1-2-3)	身元引受人 小山×雄氏(電話番号:0**-****)	無	無	無	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 回 答 書

○山 ×子 殿	18年4月1日 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
18年4月1日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別	該 当	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	負 傷	
被 照 会 者	氏 名	○山 ×雄
	フリガナ	マルヤマ バツオ
	出生の年月日	S33. 2. 2
	男女の別	男
	住 所	〇〇県××市△△町1-1-1
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	〇〇県立病院（〇〇県××市△△町5-5-5）
	負傷又は疾病の状況	軽傷(落下物による頭部打撲)
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(5) 各種様式の記入要領

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。